

## 倉敷市スポーツ奨励章 表彰基準

(表彰対象)

第1条 被表彰者は、各種国際大会、全国大会等において優勝又はこれに準ずる優秀な成績をあげた者とする。

(選考)

第2条 市長は、倉敷市スポーツ振興基金運営委員会の推薦した者のうちから、被表彰者を定める。

(表彰)

第3条 表彰は市長表彰とし、賞状、メダル及び記念品を贈る。

2 表彰及び表彰式実施にかかる費用は、倉敷市スポーツ振興基金交付金から支出する。

(その他)

第4条 この表彰基準に定めるもののほか、必要な事項は、別途倉敷市スポーツ振興基金運営委員会にて定める。

## 倉敷市スポーツ奨励章 表彰基準内規

(目的)

第1条 この内規は、倉敷市スポーツ奨励章表彰基準（以下「表彰基準」という。）の補足を目的とする。

(表彰対象期間)

第2条 倉敷市スポーツ奨励章の表彰は、原則として1月から12月までの1年間に開催された大会を対象とし、翌年3月末日までに表彰する。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、原則表彰対象大会出場時に市内に在住、在勤又は在学している者とする。ただし、国民体育大会出場の場合、ふるさと選手として出場した本市関係選手については、表彰の対象とする。

(表彰対象大会定義)

第4条 表彰基準第1条第1号中の「国際大会」については、国内での予選、選考又は推薦等を経て出場したもので、原則参加国5か国以上のものを指す。また、「全国大会」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体等が主催となって開催する大会及び全国障害者スポーツ大会等を指す。ただし、業種等により参加資格が限定される大会は除く。

(表彰対象成績)

第5条 被表彰者の対象成績は、全国大会は準優勝以上とし、国際大会においては入賞以上とする。ただし、全国大会のうち、次の各号に掲げる大会については、3位以上を対象成績とする。

(1) 国民体育大会

(2) 全国障害者スポーツ大会

2 次の各号に掲げる表彰に該当する成績の場合、倉敷市スポーツ奨励章は授与しないものとする。

(1) 倉敷市スポーツ栄誉章に該当する成績

(2) 倉敷市スポーツ章に該当する成績

3 同一個人が複数の大会に出場し、次の各号に掲げる表彰に該当する成績を収めた場合、倉敷市スポーツ奨励章は授与しないものとする。

(1) 倉敷市スポーツ栄誉章に該当する成績

(2) 倉敷市スポーツ章に該当する成績

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月3日から施行する。